

定期積金規定

1. 掛金の払込み

この積金は通帳記載の払込日に掛金を払込みください。

払込みのときは必ずこの通帳を持参してください。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込み記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3. 口座振替による預入れ

口座振替によるこの積金への預入れは、別に提出された申込書または口座振替依頼書の内容にもとづき次により取扱います。

- (1) 振込指定日にあらかじめ指定された当座預金口座または普通預金口座（以下、「引落指定口座」といいます。）からあらかじめ指定された振替金額（以下、「振替金額」といいます。）を自動的に引落とし、この積金へ入金します。この場合、当座小切手の振出し、または普通預金通帳および同払戻請求書の提出は不要とします。
- (2) 振替指定日が銀行の休日の場合は、翌営業日に振替えます。なお、振替指定日と掛込期限日が同一日で、かつ休日にあたる場合は、その前営業日を振替指定日とします。
- (3) 振替日における引落指定口座の残高が振替金額に満たないときは、その月の振替は行いません。ただし、振替金額の不足額が当座勘定貸越約定書、総合口座取引規定、京銀総合口座 RICH 取引規定に定める貸越限度額の範囲内で、かつ「当座貸越が発生する場合の取扱い」で、「振替を中止する」の指定がない場合は、振替を行います。なお、同時に数件の支払を要し、預金残高がその総額を振替える（支払う）に足りないときは、そのいずれかを振替える（支払う）かは当行の任意とします。
- (4) 引落指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって当行へ届出てください。

4. 給付契約金の支払時期

この積金は満期日以後に給付契約金を支払います。

5. 払込みの遅延

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。

または通帳記載の利回の割合による遅延利息をいただきます。

6. 給付補填金等の計算

- (1) この積金の給付補填金は通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。
 - ② この積金を第9条第1項により満期日前に解約をするときおよび第9条第4項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。
 - ③ この計算の単位は1円とします。

7. 先払割引金の計算等

- (1) この積金の掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて計算します。この場合、先払日数30日以上のものに限ります。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. 満期日以後の利息

満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

9. 解約

- (1) この積金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (3) 前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) この積金は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの積金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの積金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」といいます。）第 2 条 1 号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
 - B 暴対法第 9 条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
 - C 第三者に暴対法第 9 条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
 - D その他前各号に準ずる行為

10. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行へ届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは給付契約金等の支払、または、印章を失った場合の給付契約金等の支払は、当行所定の手続きをした後に行います。
- (4) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

11. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行へ届出てください。お客さまの成年後見人等について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当行へ届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって当行へ届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当行へ届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱う場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、お客さまが個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. 盗難通帳による払戻し等

- (1) お客さまが個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
 - ③ 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項に係る当行への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しがお客さまの重大な過失により行われたこと

B お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当行がこの預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、この預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この積金、積金契約上の地位その他この取引に係るいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この積金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当行へ提出してください。
- ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議

を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の給付補填金等については、次のとおりとします。
- ① この積金の給付補填金の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについて支払は不要です。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. 休眠預金等活用法に係る異動事由

この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。

- (1) 払戻し、払込、振込の受入れ、振込による払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当行からの給付補填金の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- (3) お客さま等から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
 - ① 公告の対象となる積金であるかの該当性
 - ② お客さま等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受取る住所地
- (4) お客さま等からの申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除く）もしくは繰越があったこと。
- (5) お客さま等からの申出にもとづく契約内容の変更（お客さま等からの申出による口座移管に限る）があったこと。

17. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行がお客さま等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知がお客さまの意思によらないで返送された時を除く）に限り。
 - ④ この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは次に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ、定める

日とします。

- ・預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること
積金に係る債権の行使が期待される日：預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあたっては初回満期日）

18. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、お客さま等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、お客さま等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、お客さまは、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) お客さま等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、お客さま等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、お客さま等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

19. 規定の変更

この規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更出来るものとします。

以上

2020年3月16日現在